

○農林水産省告示第四百三十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十四日

農林水産大臣 山本 有二

| 指定する市町村 | 指定の効力が生ずる日 |
|---------------------------------|------------|
| 三重県四日市市 亀山市 多気町 広島県広島市 | 平成二十九年四月一日 |
| 長野県高森町 | 平成二十九年七月一日 |
| 岩手県紫波町 | 平成二十九年八月一日 |